

第25回大空町農業委員会総会議事録

令和7年6月20日 第25回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	6番 渡邊恵二
7番 小川一浩	8番 福田英信	9番 福田重幸
12番 真鍋剛	13番 佐々木経一	14番 森英章
15番 仲西政克	16番 高橋敬義	17番 長尾照幸
18番 追分敏行	20番 遠藤哲也	21番 佐野一義
22番 先崎教之	23番 丹羽真治	24番 石田正俊

(2) 欠席者

10番 佐久間仁	11番 増子昭雄
----------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主査 戸井裕之	主事 仙石陸
主事 佐々木佑弥		

第 2 5 回大空町農業委員会総会議事録

午後 2 時 0 0 分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第 2 5 回総会を開催いたしたいと存じます。 会議日程 2、憲章朗読でございます。 全員で前文から朗読いたしたいと存じます、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、開催にあたりまして石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 委員の皆さんにおかれましては、何かとお忙しい中、また暑い中での第 2 5 回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 本年は、春は雪が降ったり長雨と低温の影響もありまして、植え付け作業が遅れ、作物の生育も遅れていたところではありますが、先日から暑い日が続き作物も順調に生育し始め、小麦も出穂してきたところがあります。植え付けも終了し、これから管理作業となりますが、委員の皆様におかれましては、暑い中での作業となりますので、熱中症にならぬよう対策され体調には留意されまして、よい出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	5 月 2 3 日開催の第 2 4 回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただ今より、第 2 5 回農業委員会総会を開催いたします。 (午後 2 時 0 6 分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。
石川局長	ただいまの出席委員は、2 1 名であります。 佐久間委員、増子委員から欠席の旨、ご連絡がありました。

石田会長	「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から、議案第4号まで計10件であります。 以上でございます。 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、12番真鍋委員、13番佐々木委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和7年6月20日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、財務局の用地払下げに伴い売買を行う新規案件でございます。図面につきましては、1ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 この件につきましては、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長 委員	これより、所有権移転関係1番について質疑に入ります。 (なしの声)

	これにて質疑を終了いたします。
石田会長	これより、議案第1号所有権移転関係1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号所有権移転関係2番朗読】 この案件につきましては、財務局の用地払下げに伴い売買を行う新規案件でございます。図面につきましては、2ページに掲載をしておりますのでご御確認ください。 この案件につきましては、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当しないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号所有権移転関係2番について採決します。 本案は原案のとおりするにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	次に、利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、大空町の所有農地の賃貸借契約の新規案件でございます。図面につきましては、3 ページに掲載しておりますのでご確認ください。 この件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員より補足説明があればお願いします。
委員	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対

	し要請することについて審議を求める。令和7年6月20日提出 大空町農業委員会会長 石田 正俊。 【議案第2号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、農地売買等事業に伴う農業公社の売渡しの係る案件となっております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番及び3番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号所有権移転関係2番及び3番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。4月22日に第3地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては、4ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 2番と3番の案件につきましては、今までの農業経営基盤強化促進法によるあっせんの直接売買案件となっております。4月以前ですと、出し手の〇〇さんから直接受け手の〇〇さんへ売買を行っていた案件でございますが、4月以降からの変更により、一度農業公社を間に挟む即売りの売買となります。ですので、番号2番で出し手の〇〇さんから農業公社へ売買をし、番号3番で農業公社から〇〇さんへ売り払いをするという新規案件となっております。 以上です。
石川局長	計画を2つ作らなくてはならない関係で2番と3番に分けています

	けれども、流れ的には出し手がいて間に中間管理機構がいて受け手がある、3者いるのを二段掛けにしているというイメージでございます。よろしく願いいたします。
石田会長	今、事務局から説明ありましたけれども、皆さんこれでご理解頂けましたでしょうか。
委員	(はいの声)
石田会長	それでは、皆さんご理解頂けたようですので、この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係2番及び3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係2番及び3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係1番朗読】 この案件につきましては、公社より5年貸付けを受けていた借主が法人化したため、改めて残期間分を法人へ貸付けし直す案件となっております。 説明は以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 22 条に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和 7 年 6 月 20 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 3 号 1 番朗読】 この案件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申し出を受け、3 月 31 日に第 5 地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、本郷地区の〇〇氏となっております。図面につきましては 5 ページに掲載しておりますので、ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申し出のあった農用地の利用調整を図りまし

	たが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第4号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和7年6月20日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第4号1番朗読】 この件につきましては、6月12日に第1地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認頂いております。図面につきましては、6ページに掲載してございますので、ご参照願います。 以上でございます。
石田会長	この件について、第1地区委員より補足説明があればお願いします。
委員	当案件につきましては、6月12日に第1地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。

石田会長	これより 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	この案件につきましては、4 月 1 4 日に第 3 地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認頂いております。図面につきましては、7 ページに掲載をしておりますのでご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、4 月 1 4 日に第 3 地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決 事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和7年6月20 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後2時33分終了)